

# 仕 様 書

件名：みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新

## 1. 概要

本業務は、関東地方整備局港湾空港部管内におけるみなとカメラを制御（操作）することを目的に、現在、使用しているライセンスキーを更新するものである。

## 2. 履行内容及び数量

みなとカメラ制御ソフトウェア 1式

（内訳）

- 1) 鹿島港北海浜地区
- 2) 東京港中央防波堤地区内側地区・外側地区
- 3) 東京湾中央航路
- 4) 基幹的広域防災拠点

## 3. 提供場所

- 1) 茨城県鹿嶋市粟生2254  
国土交通省 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所
- 2) 東京都江東区新木場1-6-25  
国土交通省 関東地方整備局 東京港湾事務所
- 3) 横須賀市新港町13番地  
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所
- 4) 川崎市川崎区東扇島58-15  
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 首都圏臨海防災センター

## 4. 業務内容

新しいライセンスキーを作成し、そのキーを提供するものとする。

なお、使用期間中にプログラム修正等を適用する必要がある場合は保守対応として改めてライセンスキーを提供するものとする。

## 5. 支給材料及び貸与物件（提供資料）

- (1) 支給材料 なし
- (2) 貸与物件 なし
- (3) 提供資料

・港湾関係監視カメラ制御プロトコル仕様書（国土交通省港湾局）

なお、資料の提供にあたっては、事前に「港湾関係監視カメラ制御プロトコルの取扱いに関する協定」を当局と締結するものとする。

## 6. 使用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

## 7. 制御ソフトウェア仕様

現在、みなとカメラで使用中の制御ソフトウェアの仕様は以下による。

### (1) カメラ操作機能

操作端末から映像を表示し、かつ次の操作ができる。

- 1) パン方向・速度
- 2) チルト方向・速度
- 3) パン旋回角度単位
- 4) チルト旋回角度単位
- 5) ズーム方向、フォーカス方向
- 6) プリセット設定・呼び出し・解除
- 7) ブレ補正画像処理設定・解除

### (2) レーザ制御機能

操作端末から次の操作ができる。

- 1) レーザ照射の ON/OFF、外乱光防止機能 ON/OFF
- 2) レーザ照射については、次の安全機構を備える。
  - ①地形に応じた、レーザ照射角制限
  - ②連続レーザ照射時間制限
  - ③オペレータが上記制限を解除した場合の安全機構

### (3) カメラ情報表示機能

操作端末では次の項目が表示できる。

- 1) リアルタイムカメラ映像
- 2) パン位置、チルト位置

### (4) システム管理機能

ログインやシステム設定変更等の履歴を記録し、閲覧ができる。

### (5) 制御コード

港湾関係監視カメラ制御プロトコル仕様書に基づいた「港湾関係監視カメラ制御プロトコル」である。

## 8. 提出物・提出先

提出するソフトウェアは電子媒体（CD-R又はDVD-R）とし、提供場所毎に1枚用意しなければならない。なお、提出先は以下の通りとする。

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階  
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

## 9. 検収

当局検査職員の合格をもって検収とする。

## 10. 支払い

業務完了後、検査に合格したものについて、適法な請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

## 11. その他

### (1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をおこなうこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(2) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上